

重要事項説明書

電気事業法の規定に従い、当社とお客様との間の電力供給契約について重要な事項を説明いたします。

その他詳細についてはサービスサイト掲載の約款の内容を必ずご確認ください。

電気需給約款 掲載URL:https://www.haluene.co.jp/yakkan_list/

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社ハルエネ 小売電気事業者登録番号A0311 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 池袋ウエストゲートビル お問い合わせ窓口 電話 0120-506-205 受付時間 10:00~18:00(月~金) ※土・日・祝日は非営業日 メールアドレス kouatsu@haluene.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	申込用紙に必要事項を記載し提出いただきます。	計量方法	一般送配電事業者設置の電力量計により計量
供給電圧	申込書に記載の通り		
周波数	東日本50Hz / 西日本 60Hz (静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています)		
契約期間	料金適用開始の日から、1年後の日の属する月の末日まで	請求締日	原則検針・計量日の属する月の末日。ただし、末日が営業日でない場合には、前営業日。
契約プラン	申込用紙に記載の通り。	契約電力	実量制(500kW以上の場合協議制)
契約更新の取扱	自動更新あり	需給地点	需給場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の架空引込線と当社が施設した遮断器の電源側接続点とする。 また、需給地点を財産分界点、保安責任分界点とする。

■申し込みのキャンセル

供給開始日前に、お申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始日確定前までにご連絡いただく必要があります。

供給開始日確定後はキャンセルが不可となり、供給開始してしまいますのでご注意ください。

■供給開始予定日

供給開始日は、当社にてお申し込みを受けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の当社が定めた検針日となります。

■料金の支払い方法・支払期日

支払い方法		支払期日
1 預金口座振替・ゆうちょ銀行払込	支払日は原則として毎月28日になります。	原則として 請求締日の 翌月末日
2 クレジットカード	支払期日はクレジットカード会社から当社への支払日	
3 その他	その他の支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	
4 債権譲渡	当社は、お客様に対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。	

■高圧フラットプランSの支払繰延特約について

1.一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客様の供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。)が一定の基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期日を繰り延べるものとします。

2.繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。

(算定式) 使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値(※1)-基準単価(※2)) × (1+消費税率)

※1: N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N+1月の検針日の前日が属する月の1日から末日までの期間に係るJEPX エリアプライス平均値に基づき算定します。

※2: 基準単価は、別途当社の電気需給約款においてお客様の供給区域ごとに定めるものとし、当社は、毎月1日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適切と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。

3.N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3月の検針日からN+4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とします。なお、繰延手数料の支払期日は、その算出の基となる繰延金額の繰延後の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとします。

4.電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額及びこれに基づく繰延手数料のうち未請求のものについては、電力供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。

■延滞利息

お客様が料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算定してえた金額の延滞利息を申し受けすることができます。この場合、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

■ご請求金額・ご使用量のご確認

毎月のご請求金額・ご使用量は、後日書面にてご案内いたします、請求開示システムにてご確認できます。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。

※請求開示システムとはお客様の電気使用状況をクラウド上で管理し、電気使用量はもちろん、ご請求金額も確認ができる電力使用状況「見える化」サービスのことです。

■スマートメーターへの取り替え

1.お客様の電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、一般送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。(受給開始後、取り換える場合もございます。)
2.取り替えには原則費用はかかりませんが、ご契約内容により主任技術者の立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

■契約更新の取扱

契約期間が満了する3ヵ月前までにお客様または当社どちらかから解約の申し出がないときは同一の期間にて自動的に契約が更新されます。

■契約の解約

契約期間中にお客様の申し出により契約を終了する場合は、3ヵ月前までに通知いただく必要があります。

■違約金

1.契約の有効期間が満了し、自動的に契約期間が更新される月(契約期間満了月と翌月)以外での解約の場合、違約金として、解約日が属する月を1ヵ月目とし、直近3ヵ月分の電気料金(基本料金)を合算した額をお支払いただきます。
2.電気需給約款第36条 電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社にお支払いただきます。
(契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間)
+(供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量×電力量料金の夏季料金×契約期間の残余日数)

■料金調停の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客様に計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

■契約に関する注意事項

1.当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等(以下、旧事業者という)との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス ●割引メニューまたは割引サービス ●各種照会サービス ●その他旧事業者との取引に係るサービス等

2.当社はお客様へ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客様には、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただけます。お守りいただけない場合は当社が契約を解除し、一般送配電事業者により電気の供給を受ける他の小売電気事業者に切替えていただくことがあります。詳細は電気需給約款および託送供給等約款をご参照ください。(以下、重要部分抜粋)。

●検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること。

●一般送配電事業者の供給設備に障害等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること。

3.電気の供給の実施に必要な契約者の情報を、一般送配電事業者が当社・関係業者に提供する場合があります。

4.お客様が以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は催告を要せず通知により契約を解除することができます。

●お客様が電気料金(契約保証金の預託を含む)を当社が指定する期日を経過してなお支払わない場合。

●お客様が電気需給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気需給約款に違反した場合。

●お客様が反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合。

●託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客様に対する電気の供給が停止されている場合。

●お客様が仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産、会社更生などの申立てがあった場合。

●お客様が営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。

●その他債権保全のため必要と認められる場合。

●以上に定める各事項に準ずる場合。

5.当社は、料金改定(単価・算出方法の変更等その他のお客様の料金に係わる変更をいい、以下同じとします。)をする場合があります。

料金改定を行う場合は、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適切と判断する時期までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に同意いただけない場合は、料金改定を行う際に当社がお客様に対して通知する内容・条件にて解約いただけます。

6.供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客様に供給するために必要な設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気需給約款に基づき、お客様に当社の指定する方法により支払っていただきます。また、お客様の負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気需給約款をご参照ください。

■計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には原則費用負担はありません。

それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客様のご負担となります。



■電力供給廃止時に係わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客様がお困りになるケースがあります。

●凍結するおそれのある地域の廃止:凍結防止帯が動作しなくなることで給水管が凍結し破裂する可能性があります。

凍結により温水器本体が破損する可能性があります。(このような場合は、給水管水抜きの実施などををお願いします。)

●マンション等の共用灯の廃止:エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。